

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置                  (国 13)(法人税:義)(所得税:外)                  (地 11)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・<span style="border: 1px solid black;">拡充</span>】</p>
2	要望の内容	<p>沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、駐留軍用地内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置を拡充する。</p> <p>○譲渡所得特別控除の対象となる期間の延長                  (駐留軍用地返還まで ⇒ 所有者等への引渡しまで)</p> <p>○土地の面積要件の緩和                  (200 m<sup>2</sup>以上(※市町村条例等により 100 m<sup>2</sup>以上までの範囲で引下げ可)                  ⇒ 100 m<sup>2</sup>未満についても適用対象としうよう緩和)</p>
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付政策調整担当参事官室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 24 年度税制改正において、沖縄の駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置として、譲渡所得控除(5,000 万円)を新設。
6	適用又は延長期間	平成 34 年 3 月 31 日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、将来必要となる公共用地の確保を推進するとともに、将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成を促進する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》                  ○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成7年法律第102号)                  第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とする。                  第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。                  2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。</p>

		<p>3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。</p> <p>第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>12. 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>沖縄県における駐留軍用地及びその跡地において、将来必要となる公共用地の確保を推進すること及び将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成を促進すること。</p> <p>目標達成時期は各駐留軍用地の土地所有者への引渡し時期※とする。</p> <p>※具体的な引渡し時期は、駐留軍用地の支障除去期間等により変動するため未定である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「将来必要となる公共用地の面積に対し、先行取得された土地面積の割合」を測定指標とする。</p> <p>将来必要となる公共用地の面積の見通しは、現時点では以下のとおりである。ただし、特定事業の見通し(土地利用計画)は地方公共団体が決定することから、「将来必要となる公共用地の面積」は変更がありうる。</p> <p>・特定事業の見通し(普天間飛行場、平成 25 年度時点)</p> <p>251,500 m<sup>2</sup>(約 25ha)</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県 … 道路 171,500 m<sup>2</sup></li> <li>・ 宜野湾市 … 学校 80,000 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本租税特別措置により、返還が見込まれる駐留軍用地及びその跡地において、将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成が促進され、地方公共団体(沖縄県及び関係市町村)による公共用地の確保が推進することで、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用数】</p> <p>平成 25 年 6 月より、沖縄県と宜野湾市が跡地法に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、平成 25 年度中に約 4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得したが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見通しによる必要用地(約 25ha)の 18%(約 2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。</p>

		<p><b>【取得面積(平成 25 年度)】</b>  ○普天間飛行場: 45,003.52 m<sup>2</sup>(約 4.5ha)  〔 買取主体別取得面積: 沖 縄 県 31,513. 14 m<sup>2</sup>  宜野湾市 13,490. 38 m<sup>2</sup> 〕</p> <p>上記の取得面積は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には現時点で平成 24 年度までの数値が掲載されているが、平成 25 年度の数値については掲載されていないため、県及び宜野湾市資料による。</p> <p><b>【将来の取得面積の予測(普天間飛行場)】</b>  平成 26 年度 4.5ha (平成 25 年度同数と仮定)  平成 27 年度～平成 33 年度 16ha(各年度合計)</p> <p><b>【参考】特定事業の見通し(普天間飛行場、平成 25 年度時点)</b>  251,500 m<sup>2</sup>(約 25ha)  〔 ・ 沖 縄 県 … 道路 171, 500 m<sup>2</sup>  ・ 宜野湾市 … 学校 80, 000 m<sup>2</sup> 〕</p>
	<p>② 減収額</p>	<p><b>【過去の減収額(普天間飛行場)】</b>  平成 25 年度: 約 151 百万円(推計)</p> <p>なお、上記減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には現時点で平成 24 年度までの数値が掲載されているが、平成 25 年度の数値については掲載されていないため、沖縄県及び宜野湾市の買取額及び地権者数を用いて推計している。</p> <p><b>【将来の減収額の予測(普天間飛行場・西普天間住宅地区(※))】</b>  平成 26 年度 約 151 百万円(平成 25 年度と同額と仮定)  平成 27 年度～平成 29 年度  約 364 百万円(国税 273 百万円 地方税 91 百万円)(各年度)  ※西普天間住宅地区は、平成 27 年度から算定</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 33 年度)  制度創設時の政策目的は、「駐留軍用地の跡地利用を見据え、市町村が返還前の早い段階から公共用地の先行取得を実施する場合に、返還後の円滑な跡地利用の促進を図ること」とされている。</p> <p>平成 25 年6月より、沖縄県と宜野湾市が沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、平成 25 年度中に約 4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得したところであるが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見通しによる必要用地(約 25ha)の 18%(約2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。</p> <p>一方で、沖縄県から、譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長すること及び 100 m<sup>2</sup>未満の小規模地も先行取得に係る課税の特例措置の対象とすることの2点について拡充要望があったところである。</p>

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 33 年度)

制度創設時の政策の達成目標は、「沖縄県における駐留軍用地跡地利用の促進」駐留軍用地の跡地利用を見据え、市町村が返還前の早い段階から公共用地の先行取得を実施する場合に、返還後の円滑な跡地利用の促進を図ること」とされている。

平成 25 年6月より、沖縄県と宜野湾市が沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、平成 25 年度中に約 4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得したところであるが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見直しによる必要用地(約 25ha)の 18%(約2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。

一方で、沖縄県からの要望にあるとおり、譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長することにより、土地利用計画に関する土地所有者への丁寧な説明と理解が促進され、必要となる公共用地の確保が図られるとともに、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針が変更された場合においても、所要の用地を的確かつ柔軟に確保することができる。

また、現行制度では、100 m<sup>2</sup>未満の土地については先行取得の対象外となっているが、当該土地も対象とすることにより、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境が整い、土地利用計画に関するより多くの土地所有者の合意形成を進めていくことが可能となる。以上より、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の更なる推進が図られる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 33 年度)

譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長されなかった場合には、将来必要となる公共用地の確保と土地利用計画に関する土地所有者の合意形成に支障が生じるおそれがあるほか、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針が変更された場合に、必要用地の的確かつ柔軟な確保に支障が生じるおそれがある。また、100 m<sup>2</sup>未満の小規模地が先行取得に係る課税の特例措置の対象とならなかった場合には、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境が整わず、土地利用計画に関する土地所有者間の合意形成に支障が生じ、円滑な土地の確保に多大な影響を及ぼすおそれがある。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 33 年度)

駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、その有効かつ適切な利用が推進されなければならないが、本措置は、そうした駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み措置されたものである。

そうした背景の下、跡地法に基づく駐留軍用地の先行取得については、沖縄県と宜野湾市が平成 25 年度中に約 4.5ha の用地(普天間飛行場)を取得したところであるが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見直しによる必要用地(約 25ha)の 18%(約2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。なお、今回要望している拡充措置により、将来必要となる公共用地の確保と土地所有者の合意形成が進展することで、沖縄県にお

			<p>ける駐留軍用地跡地利用の促進が一層図られることになる。</p> <p>【参考】</p> <p>○特定事業の見通し(普天間飛行場、平成 25 年度時点)</p> <p>251,500 m<sup>2</sup>(約 25ha)</p> <p>( ・ 沖 縄 県 … 道路 171,500 m<sup>2</sup>  ・ 宜野湾市 … 学校 80,000 m<sup>2</sup> )</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、駐留軍用地内の土地を先行取得するにあたり、土地所有者の税負担を軽減するものである。したがって、譲渡所得に課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長することにより、沖縄県及び関係市町村にとって将来必要となる公共用地の確保と土地利用計画に関する土地所有者の合意形成が進むほか、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針が変更された場合に、必要用地を的確かつ柔軟に確保することができる。</p> <p>また、100 m<sup>2</sup>未満の小規模地も先行取得の対象とすることで、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境が整い、公共用地の確保と土地所有者の合意形成を円滑に進めることが可能となる。</p> <p>以上より、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進が図られる。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	